平成２５年（フ）第９７号
鹿児島県指宿市十二町2565番地、申立時の住所鹿児島県鹿児島市光山２丁目15番１号
破産者　内田利恵子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市岡之原町2532番地１
破産者　大久保　健
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町25番２―503号
破産者　是枝　友和
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
北海道札幌市中央区南４条西９丁目1009番地18　カローラハイツ401号
破産者　欠畑　健一
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２００号
青森市大字古館字大柳73番地２
破産者　白取　和仁
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
青森市長島３丁目19番16号　浅利アパート２号
破産者　小栗康一郎
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
青森県三沢市大字三沢字流平152番地２号
破産者　高橋　一哉
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第４５号
青森県十和田市西五番町18番４号　コーポリンデンⅠ202号
破産者　高渕　正美
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３号
山形県新庄市大字鳥越999番地　玉の木団地346、旧住所山形県新庄市小田島町６番51号
破産者　伊藤　拓也
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第４号
山形県新庄市若葉町20番20号、前住所山形県新庄市金沢2326番地の６　コーポ西裏７号室
破産者　柿崎　真紀（旧姓間）
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第４７号
福島県二本松市油井字松葉48番地１
破産者　鈴木正行こと　藤巻　雅悠
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６６号
神奈川県茅ヶ崎市今宿1219―１　ファミール茅ヶ崎306、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市幸町22番17―702号　茅ヶ崎陽南ビル
破産者　石井亜沙美（旧姓本間）
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１号
静岡県富士市吉原３―10―５、住民票上の住所静岡県富士市吉原５丁目１番１―616号　エンゼルハイム吉原
破産者　神尾　重正
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１５８号
静岡県富士市岩本2085番地の１
破産者　山﨑　和子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４０５号
和歌山県新宮市相筋２丁目15番５号
破産者　栗原　勇高
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４４４号
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵86番地の１
破産者　岩本　哲也
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２００号
和歌山市松江中３丁目８番45号
破産者　垣内　弘幸
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４８号
和歌山市西庄234番地の４
破産者　磯野　幸雄
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０５号
大阪市城東区森之宮２丁目６番309号、開始決定時の住所和歌山市美園町５丁目９番地の１
破産者　前田みどり
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係